

令和3年第5回松山市教育委員会定例会

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(横山事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和3年第5回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に緒方委員を指名いたします。

ここでお知らせします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、ご報告をいたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可をしておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき、非公開の議決があった時は、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは議事に入ります。

日程第1 議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料1ページをお願いいたします。

議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、2名が退任し、新たに2名を委嘱するものです。

退任される方は、松山市中学校長会・小学校長会での役員交代に伴い、社会教育委員の辞任願いが教育委員会に提出されたものです。

今回委嘱を予定している方は、それぞれ退任者の後任として就任されている方々になります。

任期は、前任者の残任期間になりますので、令和3年7月14日から令和3年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、意見等もないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

本件は、日程第6 報告第7号「公民館運営審

議会委員の退任について」と関連がありますので、一括して説明を求め、質疑応答の後、採決を行います。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしく申し上げます。

議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」及び報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

お手元の資料13ページをお願いします。

各公民館の事業計画や管理運営などを審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号の規定により、教育委員会が委嘱しています。

まず、報告第7号につきましては、今回、堀江公民館運営審議会委員松下長生さんが令和3年4月13日にご逝去されたことに伴う退任につきまして、急施を要するため、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

次に、資料のページを戻っていただき、3ページと4ページをお願いします。

議案第25号につきましては、委嘱している公民館運営審議会委員のうち9名から、役員交代などの理由により退任の申し出があり、後任といたしまして、先ほどご説明いたしました退任者の後任として堀江公民館運営審議会委員高橋和志さんほか12名の委員をそれぞれ新たに委嘱するものです。

任期は、令和3年7月14日から令和5年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

まず、議案第25号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについて、ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案どおり決定をいたしました。

次に、合わせて説明のありました報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第3 議案第26号「松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則の一部改正について」を議題といたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江事務局次長)

学校教育課の横江でございます。

よろしくお願いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第26号「松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則の一部改正について」ご説明いたします。

中島中学校の生徒数減少及び青潮寮を活用する生徒が令和5年度からいなくなることから、令和4年度より全市域から新入学生徒を募集し、一定の生徒数を確保する予定です。

受け入れた生徒は、寄宿舎「青潮寮」に入寮して通学しますが、現在入寮できるのは、中島本島以外の神和・睦野地区に居住する生徒に限定しているため、新たに校区外生徒の入寮を可能とする規則改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決いたします。

議案第26号「松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則の一部改正について」を原案どおり決定することについて、ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第27号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

本件は、日程第8 報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」と関連がありますので、一括して説明を求め、質疑応答の後、採決を行います。

安井教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(安井所長)

教育支援センター事務所です。

よろしくお願いいたします。

議案第27号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」と報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

まずは、お手元の資料18ページをお願いいたします。

報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ですが、今年4月、雄新校区一般の青少年育成支援委員として教育委員会が委嘱しました石本善万氏が令和3年6月16日にご逝去され、退任となりましたので、松山市教育委員会事務委

任規則第2条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

引き続き、資料をお戻りいただき、8ページをお願いいたします。

議案第27号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ですが、先程ご報告いたしました石本氏の後任としまして雄新校区の森清員氏を、また、久谷校区の松本幸代氏より体調不良による退任の申し出がありその後任として三好やすか氏を、松山市教育支援センター条例施行規則第4条に基づき、新たに青少年育成支援委員として委嘱するものです。

なお、任期はいずれも令和5年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

では、採決いたします。

議案第27号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり決定をいたしました。

次に、合わせて説明のありました報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第5 議案第28号「松山市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

向山中央図書館事務所長から説明を求めます。

(向山所長)

中央図書館事務所の向山でございます。

よろしくお願いいたします。

資料の10ページをお願いいたします。

議案第28号「松山市立図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

図書館協議会は、図書館法第14条に規定する館長の諮問機関で、その委員は松山市立図書館条例第5条の規定等により教育委員会が任命することとなっています。

このたび、委員の任期が令和3年7月31日で満了するため、新たに委員の任命を行うものでございます。

資料の11ページをご覧ください。

今回新たに委員をお願いするのは、中学校長会の図書館担当で久谷中学校長長谷哲雄さん、清水小学校の図書館運営支援員木村英理子さん、椿中学校の図書館運営支援員山崎綾さん、小中学校PTA連合会副会長村井千里さんの4名で、残り9名の方は再任となります。

なお、委員の任期は令和3年8月1日から2年間でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第28号「松山市立図書館協議会委員の任命について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」ですが、こちらは先ほどの日程第2 議案第25号において報告があり、ご異議なしと認めました。

次に、日程第7 報告第8号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

芳野子規記念博物館長から説明を求めます。

(芳野館長)

子規記念博物館の芳野です。

よろしくお願いいたします。

資料15ページをお願いいたします。

報告第8号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

博物館協議会は、博物館の運営に関し館の諮問に応じ、館に対して意見を述べる機関として、博物館法で規定されており、松山市立子規記念博物館条例で設置が定められております。

当該協議会委員の任期が、令和3年6月30日で満了することから、委員8名中6名の任命については去る5月25日の教育委員会定例会でご承認いただきました。

本件は残りの2名について、関係団体からの推薦をもとに、松山市立子規記念博物館友の会会長奥村敏仁氏と松山俳句協会会長渡邊滋夫氏を、教育長の専決により委員として任命したことから、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により報告するものです。

なお、任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんか。

(一同)  
なし

(教育長)

では、採決をいたします。

報告第8号「松山市立子規記念博物館協議会委員の任命について」ご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第8 報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ですが、こちらは先ほどの日程第4 議案第27号において報告があり、ご異議なしと認めました。

次に、日程第9 説明事項「民法改正に伴う令和4年度以降の松山市成人式の対象年齢について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしく願いいたします。

資料は、当日配布分でお配りしているものになります。

「民法改正に伴う令和4年度以降の松山市成人式の対象年齢について」ご説明申し上げます。

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられることを受け、令和4年度以降の成人式の対象年齢について、社会教育委員の意見やアンケート調査結果などを踏まえ検討を進めた結果、これまでと同じ20歳を対象とすることといたします。

理由は、18歳を対象とした場合、その多くが進学や就職を控えた大切な時期と重なり、参加が難しいと考えられることや、民法改正の年にそれぞれ18歳19歳となり、成年年齢を迎える高校1年生と高校2年生及びその保護者に対してアンケートを実施したところ、「18歳だと受験や就職活動の時期と重なる」などの理由からこれまでどおり「20歳がふさわしい」との回答が最も多かったこ

となどです。

なお、令和4年度以降の行事の名称や意識づけについては、今後検討します。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

(一同)  
なし

(教育長)

本日本予定の日程は以上となりますが、委員の方々から何かご意見やご質問などはございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)

以上をもちまして、本日本予定の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第5回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。